## 一般条件

本注文書に基づき、本注文書に定める Mondelēz International 社またはその関連会社もしくは支店(以下「MDLZ」という。)は、本注文書に記載する商品および/またはサービスを購入することに同意する。貴社は、本注文書を承諾することを MDLZ へ通知することにより、または本注文書に基づく履行を開始することにより、本注文書を承諾することができる。また MDLZ が本注文書の発行から 7 日以内に承諾しない旨の通知を受けない限り、貴社は本注文書を承諾したものとみなされる。 MDLZ より要請があった場合、貴社は、MDLZ が要請する期限内(ただし、当該要請を受けてから 7 日を超えない期間内とする)に、本注文書の受領ならびに本注文書に基づく履行が可能であることを確認する。貴社が本注文書に関して修正または条件(貴社の書式、請求書その他に記載されるものを含む)を提示した場合は、MDLZ は受諾しない。

- 1. 価格および支払い 貴社は、本注文書に定める価格で MDLZ への販売を行う。価格が本注文 書に定められていない場合、価格は、(a) 貴社が MDLZ に直近に請求した価格、もしくは最終 見積り価格、または、(b) 適用法において許容される最低価格のうちいずれか低い価格とする。 価格には、すべての費用が含まれるものとする。ただし、MDLZが事前に書面で費用の払戻し に同意した場合は、貴社は、割引もしくは割戻し後の費用の明細をマークアップなしで請求書 に記載するものとし、当該費用の領収書の写しを提出するものとする。貴社は、MDLZ が書面 で別段の同意をした場合除き、商品の引渡しの完了またはサービスの履行の完了までは、 MDLZ に対して請求を行わないものとする。MDLZ は、適用法により要求される場合を除き、 商品もしくはサービスについて、その引渡しまたは実施から6カ月を経過した後に請求書を受 領した場合は、その支払いを行う義務を有しないものとする。支払期間は、MDLZ が受け入れ 可能な商品およびサービスを受領した時点、または正しい請求書を受領した時点のうち、いず れか後の時点より開始する(適用法により、支払期間が請求日より開始することが要求される 場合を除く。)。本注文書を受諾することにより、貴社は、MDLZが本注文書に定める支払期 間(当該定めがない場合は、欧州連合加盟国については60日、それ以外の国については120 日)内に貴社に対して支払いを行うことに同意する。ただし、適用法における強行規定により MDLZ がより短い支払期間を適用する場合を除く。貴社の請求書には、注文書番号を記載する ものとする。法的に認められる場合、MDLZは、本注文書において争いのある金額について、 かかる争いが解決されるまで支払いを留保することができる。また MDLZ は、貴社または貴社 の関連会社が MDLZ もしくは MDLZ の関連会社に対して負っている金額を相殺することができ る(ただし、MDLZ は、関連会社の債務について連帯責任を負うものではない。)。適用法に 従い、貴社は、MDLZ が指定する電子システム(なお、貴社は、法的に許容される場合、貴社 の費用負担で当該システムについて、第三者に登録することが求められる。) を使用して、受 注、請求書の発行および支払いの受取を行う。
- 2. 義務および保証 貴社は、すべての商品(そのパッケージを含む。)およびサービスが、(a) MDLZ の仕様(もしくは MDLZ が承認した貴社の仕様)に準拠しており、かつ承認されたすべてのサンプルと合致していること、(b) 欠陥がなく、正確にラベルが貼付され、新しい材料を使用して作成され、および優れた品質および仕上がりであること、(c) 意図された用途もしくは食品として適しており、かつ貴社の知る限りにおいて、MDLZ が現地政府機関への報告を要求されもしくはその他法的な規制の対象である化学物質を含んでいないこと、(d) 第三者の知的財産

権もしくはその他の権利を侵害しておらず、また MDLZ による使用が侵害とならないこと、(e) 意図されていない味、臭い、質感もしくは色を MDLZ 製品に移さないこと、および、(f) 誠実に かつ適切な専門技術・技能を持って履行されることを、保証する。貴社は、適用法により要求 される場合には、MDLZが合理的に要請する純正食品保証に署名する。貴社は、貴社ならびに 商品およびサービスが、(i) 商品が引き渡され、および/もしくはサービスが履行されまたは使 用される国(ただし、MDLZがこれらの国を貴社に知らせていることを条件とする)において 適用されるすべての法律、規制および業界基準、(ii)「MDLZ行動規範」、ならびに、(iii)適用 される MDLZ の「Supplier/Co-Manufacturer Quality Expectations Manual (サプライヤー/製 造委託業者品質基準マニュアル)」(成分固有の要件を含む)、「HACCP標準マニュア ル」、および貴社に通知する MDLZ がサプライヤーに対して遵守を広く求めるその他のガイド ライン(なお、上記(ii)および(iii)は、インターネット上の MDLZ の「サプライヤーポータル」 (https://www.mondelezinternational.com/procurement) より入手可能である。) に遵守するよ うにするものとする。貴社は、上記マニュアルを受領したことを確認する。当該マニュアル は、本注文書の一部を構成するものとし、また変更される場合がある。貴社は、商品およびサ ービスの品質、安全性またはラベリングに関する問題のおそれがあること、もしくは本注文書 のおける貴社の義務違反のおそれがあること認知した場合には、直ちに MDLZ に知らせるもの とする。貴社はここに、商品およびサービスに関する保証がある場合、これを MDLZ に譲渡す る。もしくは、当該保証の譲渡ができない場合、貴社は MDLZ の要請に応じて、MDLZ のため に当該保証に基づく請求を行うことに同意する。貴社は、貴社の従業員、代理人および再委託 先に対し、本注文書の条件を遵守させるものとし、また MDLZ の施設においては、当該施設の 品質、安全およびセキュリティ要件を遵守する。貴社は、MDLZ(またはその契約先)が合理 的に要請する場合、14日以内に商品、サービスまたは仕様に関するすべての情報(仕様確認要 求書などの各種フォームへの記入および返送を含む。)を提供する。

- 3. 原材料 MDLZ が本注文書に関連して貴社に原材料を提供する場合を除き、貴社は、必要なすべての原材料を取得する。当該原材料は、貴社の資産であり、MDLZ は、当該原材料について一切責任を有しない。MDLZ は、貴社に対して特定のサプライヤーより原材料を購入するよう指示することができ、また貴社は、それによって貴社が既存の契約に違反することとなる場合を除いて、当該指示に従う。貴社は、本注文書に基づく履行のために当該原材料のみを使用し、またその結果貴社が割戻しその他の値引きを受けた場合、当該金額を MDLZ に対して反映させるものとする。MDLZ が、本注文書に関して原材料を貴社に提供する場合、当該原材料は、MDLZ の資産とする。貴社は、当該原材料を良好な状態に保持し、当該原材料について一切の担保権の対象としないものとする。また貴社は、本注文書に関してのみ当該原材料を使用し、MDLZ の指示に応じて当該原材料を MDLZ に返却、または処分する。MDLZ が貴社に原材料を提供し、または購入を指示することにより、貴社は本注文書に基づく義務を何ら免れるものではない。
- 4. 受領拒否 商品及びサービスの引渡後、MDLZ は合理的な期間内に商品およびサービスを検査し、不適合があった場合には貴社に通知する。また貴社は、検査および通知に遅延があった場合でも、MDLZ の保証の失効を主張しないものとする。MDLZ は、(適用法に従い)自己の裁量により、注文した数量を超えて引き渡された商品またはサービス、および/または注文書もしくは貴社の義務に適合しない商品またはサービスの全部もしくは一部の受領を拒否し、貴社の費用負担で返品することができる。この場合、貴社は、MDLZ の裁量により、以下の1つ

または複数を実施する。(a) 合理的な期間内に注文書および貴社の義務に適合する代替商品またはサービスを引渡すこと、(b)該当額全額を MDLZ に返金するか、もしくは適切な割引を行うこと、および/または、(c) 貴社の不履行により MDLZ が調達した代替商品もしくはサービスの費用を MDLZ に払い戻すこと。貴社は上記のいずれかに関連して MDLZ が被った損失または損害を MDLZ に補償する。貴社は、代替商品およびサービスの調達に関連して MDLZ が負担した費用 (輸送、撤去、調査、設置などを含む)を負担する。MDLZ の義務にかかわらず、貴社は、認定試験所からの試験、検査、品質管理および分析の証明書を MDLZ に提出する責任を負う。商品またはサービスに対する支払いが、承諾を意味するものではない。

- 5. 変更および取消 MDLZ は、貴社が商品を引渡しまたはサービスを履行する前に、変更を要請できるものとする。変更により貴社の費用の減少することを MDLZ が示した場合、または変更により貴社の費用が増加する、もしくは貴社が本注文書を適時に完了する能力に影響することを貴社が示した場合、MDLZ は、価格もしくはスケジュールの公正な調整について貴社と協議するものとし、もしくは MDLZ は、変更を実施しないと判断することができる。MDLZ は、貴社に通知することにより、引渡し前の商品または未履行のサービスに関する注文書を取り消すことができる。MDLZ が貴社に通知した後、貴社は、MDLZ による注文取消により生じる費用を最小限にするため合理的なすべての措置を講じるものとする。貴社の唯一の救済として、MDLZ は、通知の受領前に貴社に生じた不可避の費用で、MDLZ が合理的に満足するよう文書で示される費用については、貴社に支払う。(なお、MDLZ の注文取消により貴社に費用削減が生じた場合、当該費用を差し引く。)MDLZ が仕様を変更した場合、貴社は、通知を受領してから 10 日以内に当該仕様に従う。変更された仕様に従って貴社が履行した場合、貴社は当該使用の変更を承諾したものとする。
- 6. 引渡しおよび危険負担 本注文書または本件購買に関する両当事者が締結した契約書に別段 の定めがある場合を除き、貴社は、インコタームズ 2020 の DDP 条件により、商品を本注文書 に定める「引渡先/deliver to」の場所にて MDLZ に引き渡すものとする。また貴社は、商品が MDLZ に適切に引き渡しされるまで、当該商品の所有権並びに当該商品の損失もしくは危険負 担を有し、当該引渡しの時点をもって、危険負担および所有権は、MDLZ に移転する。MDLZ が書面により別段の合意をした場合、または合意されたインコタームズに別段の定めがある場 合を除き、商品が外国から送付される場合は、貴社は、MDLZが適切な情報および関連する通 関書類と共に当該商品を受領するまで、輸入者として当該商品の輸入手続きについて責任を負 う。貴社は、輸入された商品に関する費用(税金およびその他の輸送に係る費用を含む。)を 負担する。また MDLZ は、書類の発行に関して貴社に合理的な指示をすることができるものと する。MDLZが自身で輸入手続きを行う決定をした場合、貴社は、手続きの完了に必要な文書 を MDLZ に提供する。本注文書において特定の引渡し期日や時刻が合意されている場合は時間 厳守とし、貴社が商品の引渡しまたはサービスの履行を遅延した場合、MDLZは、注文書をキ ャンセルし、約定期日に引渡しされなかった商品または履行されなかったサービスについて支 払いを拒否することができる。MDLZは、貴社の費用負担で代替商品またはサービスを調達す ることができ、また貴社は、MDLZが被ったその他の損失を MDLZ に補償する。貴社は、平日 の MDLZ の通常の営業時間中に引き渡しを行う。貴社は、貴社の名称、商品の内容、注文書番 号、バッチ番号、および該当する場合「賞味期限」、ならびに MDLZ が要求するその他の識別 情報をすべてのユニットに適切に表示する。貴社は、商品の内容、原産国および製造国、通

- 貨、引渡条件および実際の製造場所(商品が食材もしくは食品と接触するパッケージ材料である場合)を含む正確かつ完全な情報をすべての船積書類および通関書類に記載する。
- 7. 補償 貴社は、貴社または貴社の従業員、代理人もしくは再委託先による本注文書の実際の違反もしくは違反があるとの主張、過失行為もしくは過失不作為、または故意の不正行為に起因する第三者請求より生じるあらゆる損失、損害、罰金、違約金および費用(合理的な弁護士費用を含む)について、MDLZ(ならびにその関連会社、従業員および代理人を含む。)を補償し、防御し、また免責する。
- 8.保険 貴社は、貴社の費用負担で、本注文書に基づく貴社の義務を対象とする法律または購買する MDLZ 関連会社もしくは購買地において定められる限度額(のいずれか大きい額)の一般賠償責任保険および製造物責任保険を維持する。ただし、当該限度額は、いかなる場合も 1 事故あたり 100 万米ドル(1,000,000 USD)(または現地通貨による同等額)を下回らないものとする(貴社がメキシコ、中央アメリカまたは南アメリカに所在する場合の限度額は、1 事故あたり 30 万米ドル(または現地通貨による同等額)を下回らないものとする)。貴社の従業員が、MDLZ の施設に駐在し、または MDLZ の代理人として業務にあたる場合、貴社は貴社の費用負担で、適用法令により必要とされる金額の労働者災害補償保険または雇用主責任保険および自動車保険(賠償責任を含む)を維持する。貴社は、AMベスト社の格付で A-VII 以上であり、かつ購買する MDLZ 関連会社もしくは購買地の国において営業資格を有する保険会社より当該保険を購入する。
- 9. 紛争解決および準拠法 両当事者が本注文書に関する紛争を誠実な協議を通じて解決することができない場合、当該紛争は、紛争解決地として注文書に定める国および州(または場合に応じてその他の地域)の商事裁判所の判決により解決する。当該定めがない場合は MDLZ(又は購買(若しくは受領)する関連会社・支店)が登記されている地(但し法によりその他の地が強制される場合は当該場所)の商事裁判所の判決をもって解決する。また、当該国および州(または場合に応じてその他の地域)の法律が適用される。貴社は、上記管轄権に異議を申し立てる権利および他の場所で訴訟を提起する権利を放棄する。国際物品売買に関する国際連合条約は、適用されない。
- **10. 支配不可能な事由** いずれかの当事者が当該当事者の合理的な支配が及ばない事由により本注文書を遵守することができない場合、当該当事者は、速やかに書面で他方当事者に通知の上、10 日以内に履行できるように合理的な努力をするものとする。履行不能が 10 日を超えて継続する場合、他方当事者は、履行不能当事者に対して書面の通知を行うことにより、費用または違約金の負担なく、即時に本注文書を取り消すことができる。何らかの出来事または市況の変化による想定外の費用の増加、及び貴社の施設におけるストライキ、業務の減速、またはその他の労働争議は、支配不可能な事由とはならない。
- 11. 監査 MDLZ は、貴社の品質および食品保護プロセスならびに仕様の遵守を評価し(以下「品質監査」という。)、貴社による MDLZ の企業の社会的責任(以下「CSR」という。)方針の遵守を評価し(以下「CSR 監査」という。)、また価格、パススルー費用、払戻費用またはその他の財務に関する規定が本注文書を遵守しているかを検証する(以下「財務監査」という。)ために、本注文書に関係する貴社の施設および記録を監査することができる。MDLZは、自ら、または MDLZ が選択するもしくは MDLZ が事前に承認したリストから貴社が選択す

る第三者代理人により、品質監査および財務監査を実施することができる。また貴社は、監査 の実施のために監査人に追加契約の締結を求めないものとする。MDLZは貴社に対し、監査に 代えてもしくは監査の前に質問票への記入を求め、また監査情報の管理のために MDLZ が選択 した第三者への登録および情報の提出を求めることができるものとする。品質監査において、 MDLZ は、世界食品安全イニシアチブ (GFSI) が認定する認証システムに従って第三者によ る監査を実施するよう貴社に求めることができる(なお、貴社が原材料またはパッケージを供 給する場合は、必須とする)。 CSR 監査において、MDLZ は、欧州においては AIM が、また米 国においては GMA が主催する Program for Responsible Sourcing (責任ある調達プログラム) (以下「AIM-PROGRESS」という。) に参加するよう貴社に求める場合がある。参加する場 合、貴社は、速やかに Supplier Ethical Data Exchange(サプライヤー倫理データ交換)(以下 「SEDEX」という。)に登録の上、本注文書に基づく貴社の履行に関わる各場所について、自 己問診票(以下「SAQ」という。)に記入する。貴社は、SAQ情報を少なくとも年に1度更新 して最新に維持し、MDLZがこれにアクセスできるようにする。MDLZは、SAQの結果、貴社 にさらなる情報を要求し、または是正措置を講じるよう貴社に要求する場合がある。MDLZ は また、貴社に対し、 MDLZ が承認する監査人による AIM-PROGRESS ガイドラインに従った監 査の実施を要求する場合がある。貴社は、貴社が他の顧客のために実施した監査結果を認める よう MDLZ に要請することができ、また MDLZ は、当該監査結果の全部または一部を認めるか どうかを決定する。MDLZは、MDLZのリスク評価に従い、定期的に再監査を求めることがで きるものとする。貴社が本注文書に違反した場合、貴社は MDLZ が合理的に求める是正措置を 直ちに講ずるものとし、また MDLZ またはその代理人は、是正を検証するために合理的に必要 とされる頻度にて、貴社の施設または記録を監査することができる。品質監査および CSR 監 査(AIM-PROGRESS を含む。)について、MDLZ は、自身の内部費用を負担し、貴社は、そ れ以外のすべての監査費用(第三者監査人の費用を含む。)を負担する。財務監査について、 MDLZ は、自身の内部費用および監査人の費用を負担する。ただし、貴社が本注文書に違反し たことが発見された場合、貴社は、MDLZの費用を払い戻すものとする。貴社が監査を拒否し た場合、MDLZは、支払いを留保し、および/または注文書を取り消すことができる。

## 12. 秘密情報

(a) 一般的保護 貴社が本注文書に関連して知得する MDLZ に関するすべての非公開の情報(個人情報、個人データまたはこれに類する適用法で定められる用語の情報(以下「個人情報」という。)を含む。)であり、MDLZ からまたは MDLZ のために貴社に提供された情報、並びに本注文書は、MDLZ の秘密情報(以下「秘密情報」という。)であり、貴社は、これを第三者に開示してはならない。貴社(また該当する場合は、貴社の関連会社)は、本注文書に基づく履行のために必要な範囲でのみ MDLZ の秘密情報を使用することができ、また本注文書に基づく貴社の義務の履行を支援する貴社の従業員(および MDLZ が事前に承認し、かつMDLZ が合理的に容認しうる秘密保持契約に締結したその他の者)に対してのみ知る必要性がある場合に秘密情報を開示できる。貴社は、すべての再委託先について本注文書の規定を遵守させ、貴社の再委託先の行為または不作為について、MDLZ に対して責任を負う。MDLZ は、すべての秘密情報を所有する。本注文書の履行(もしくは解除)をもって、または MDLZ の要請がある場合、貴社は、MDLZ の秘密情報並びにそのすべての写しを安全に MDLZ に返却するものとし、また MDLZ が指示した場合、MDLZ が承認する方法で秘密情報を廃棄するものとする。貴社は、MDLZ の事前の書面による同意なく、貴社が商品またはサービスを MDLZ に供給

する契約を締結した事実を宣伝または公表しないものとする。貴社は、すべての個人情報の保護に関する法を遵守し、かつ貴社が自身の秘密情報に適用するセキュリティ管理を下回らない商業上合理的な管理上の物理的および技術的な秘密情報を保護する措置を実施ものとし、(また貴社の関連会社または貴社が共に業務するその他の者にも同様に実施させる)。貴社は、偶発的もしくは不法な秘密情報の破壊、紛失、改変、不正な開示もしくはアクセスにつながるセキュリティ違反、または秘密情報または秘密情報の保存その他処理に使用されるシステムの秘密性、整合性またはセキュリティを著しく損なう恐れのあるその他のインシデントを知った場合またはその発生の合理的な疑いを持った場合には、直ちにMDLZに通知する。

- (b) 個人情報の取扱い 貴社は、適用される範囲で、かつ貴社および MDLZ が別段に合意する場合を除き、貴社が適用されるプライバシー法において定義されるサービスプロバイダーまたは処理者であることを確認し、同意する。貴社は、(i) MDLZ の指示に従い、(ii) 本注文書を遂行するために合理的に必要な範囲で、かつ(iii) 適用法の要件に従い、MDLZ より提供され、もしくは MDLZ のために貴社に提供された MDLZ 個人情報、または貴社がアクセスできる MDLZ 個人情報のみを取り扱いまたは使用する。上記の規定を制限することなく、貴社は、MDLZ 個人情報を売却しないものとし、また本注文書を履行する特定の目的以外の目的のために、特に貴社自身の目的もしくは商業上の利益のために、MDLZ 個人情報を保持、使用、維持、開示またはその他処理をしないものとする。貴社は、貴社が本条および注文書に定める制限事項を理解し、これを遵守することを表明し、保証する。
- (c) 個人情報に関する個人の要請 貴社は、(i) 個人の個人情報へのアクセス、(ii) 個人情報の収集元の種別に関する情報、または(iii) 個人の個人情報の種別もしくは特定の一部に関する情報(当該個人が情報を他の法人に移転できるようにするために、依頼された情報を移転可能な形でかつ技術的に可能な範囲で直ちに使用可能なフォーマットにて提供する場合を含む。)、または(iv) 適用されるプライバシー法に基づく自身の個人情報に関するその他の権利について、特定個人から正当な要請があった場合、MDLZ に協力する。貴社は、個人情報に関する要請があった場合には、速やかに書面で MDLZ に通知する。

## 13. 知的財産権

- (a) 既存の知的財産 MDLZ および貴社は、登録の有無にかかわらず、各自が本注文書の発行前から所有していた全世界における知的財産権、工業所有権およびその他各種の専有権(以下「IP権」という。)を所有し、また所有し続けるものとする。
- (b) カスタム創作物 貴社または承認された貴社の再委託先が、MDLZのために IP 権の対象となる(もしくは対象となり得る)創作物、または IP 権の対象となる(もしくは対象となり得る)事項を含んだ創作物(以下「カスタム創作物」という。)を作成、デザイン、発明、取得または開発した場合、貴社はここに、法律により認められる最大限の範囲にておいて、(i) 当該カスタム創作物が米国著作権法およびその他の管轄権の同様類似の法に定める "work made for hire"(職務著作物)であること、(ii) 当該カスタム創作物の創作の時点より、MDLZが当該カスタム創作物の「著作者」であり、かつ当該創作物及びそのすべての要素に関する全世界のすべての権利、権原および権益、ならびに IP 権およびその派生的権利の排他的な所有者とみなされこと、および(iii) これらを登録するすべての権利は MDLZ に帰属することを確認する。いかなる理由であれ、当該 IP 権が上記のとおりに MDLZ に帰属しない場合、貴社はここにカスタム

創作物に関するすべての IP 権を取消不能かつ排他的に MDLZ に譲渡および移転する。また仮にそれが不可能な場合は、貴社はここに MDLZ に対し、全世界における、排他的、永久かつ取消不能、ロイヤルティなし、譲渡およびサブライセンス可能なカスタム創作物を使用する権利を許諾する。

- (c) 完全な権利 貴社は、貴社がカスタム創作物のIP権に関するすべての権利、権原および権益をMDLZに譲渡および許諾するための完全な権限を有していることを表明する。貴社はさらに、(i) カスタム創作物が貴社のオリジナルの創作性により独占的に開発されたものであり、第三者の権利を侵害もしくはこれに違反しないこと、並びに(ii) 貴社はカスタム創作物のすべてのIP権をMDLZへ移転することの妨げとなるような他の合意または約束をしていないことを表明し、保証する。貴社の従業員または承認された貴社の再委託先の従業員が該当する適用法における発明を行った場合、発明に係る権利を本注文書に従ってMDLZに譲渡できるように、貴社は、当該従業員によって作成または開発されたすべての権利(発明を含む)を貴社に制限なく譲渡させるものとする。
- (d) 同意および権利の放棄 貴社は、MDLZ またはその指名するものによるカスタム創作物、その表現要素、派生著作物、またはそこに組み込まれた知的財産のいかなる使用についても同意し、また当該使用を妨げるいかなる措置も取らない(また貴社の従業員および再委託先に措置を取らせない)ことを約束する。貴社は、法律により認められる最大限において、貴社の従業員および貴社の再委託先に対し、法律の規定に基づき現在または将来有するカスタム創作物に関する著作者人格権及びその他の人格権を放棄させ、またカスタム創作物および/もしくは前述の権利に関連するすべての請求および訴因についての権利を放棄させるものとする。法律により認められる最大限において、貴社は、本注文書に定める譲渡、使用許諾および同意を撤回する権利を放棄する。
- (e) **妥当な対価** 本条の上記の行為についての対価は、本注文書における貴社の報酬に含まれることが合意されている。
- (f) 文書 貴社は、MDLZ の要請に応じて、かつ MDLZ の費用負担で、カスタム創作物に関する IP 権の確認譲渡(confirmatory assignments)、登録、公証ならびに出願、登録および行使の申請などの文書を締結する(または締結させる)ものとする。
- 14. 税金 両当事者が書面により別段の合意する場合を除き、各当事者は、法律により要求される自身の税金について責任を負う。貴社が税金を請求するよう要求され(例えば、消費税、物品サービス税等)または MDLZ が税金を控除するよう要求される場合、要求を受ける当事者は、他方当事者が当該請求または控除を低減する方法を示す機会(例えば、米国州消費税の税額控除証明書の提出等)を与えるものとする。貴社が、特定の情報(例えば、貴社と MDLZ との取引関係を対象とする国境を越えた取決めに関する情報を含む。)を税務当局または政府当局に開示する必要があると判断した場合、貴社は、かかる開示を行う少なくとも 14 日前までに MDLZ に通知するものとし、MDLZ の要請がある場合、提出された開示内容の写しを MDLZ に提供する。
- 15. 企業の社会的責任 貴社は、本注文書を履行する際に、以下を遵守する。

- (a) 強制労働 貴社は、強制労働を使用しない。強制労働とは、身体的な脅威その他の罰則の下で意に反して実施される労働またはサービスを意味する。貴社は、貴社の労働者の移動の自由を尊重するものとし、また身元証明証の管理、預り金の保持、またはその他の労働者が雇用を終了させることを妨げるための措置などにより、労働者の移動を制限しないものとする。労働者が貴社と雇用契約を締結する場合は、労働者は、それをその自由意志によって行うべきものとする。
- (b) 児童労働 貴社は、直接に(または貴社の再委託先を用いることにより間接に)18 歳未満の児童を雇用しない。ただし、適法で、必要かつ以下の条件が満たされている場合は、その限りではない。
  - (i) 貴社は、国内法または国際労働機関(以下「ILO」という。)条約第 138 号に定める最低 雇用年齢制限のうち、いずれか高い方の年齢制限を遵守すること。ILO 条約第 138 号の最低 雇用年齢とは、現地の義務教育就学年齢でかつ 15 歳(一部の開発途上国においては 14 歳) 以上の年齢をいう。ただし、ILO および国内法が認める例外がある場合を除く。
  - (ii) 貴社は MDLZ の完成品の製造もしくは包装を行う施設において就労している従業員、MDLZ の臨時従業員として働く従業員、または MDLZ の施設で就業する従業員が少なくとも 15 歳であるようにすること(ILO または国内法が認める例外がある場合でも、適用されない)。
  - (iii) 貴社は、かかる者が就労することによって身体的、精神的または情緒的な発育を損なう可能性のある不当な物理的な危険にさらされていないことを立証すること。
- (c) **多様性およびインクルージョン** (多様性の受け入れ) 貴社は、各個人の実績および職務能力のみに基づいて、採用、報酬の支払い、昇進、懲戒およびその他の雇用条件を提供する(団体協約に基づき要求される場合を除く。)。貴社は、個人の人種、性別、年齢、国籍、配偶者の有無、種族的出自、または法的に保護される身分に基づいた差別を行わない。
- (d) **ハラスメントおよび虐待** 貴社は、ハラスメントのない職場を提供する。ハラスメントには数多くの形態があり、不快で、敵意があり、または威圧的な環境を生み出すような、性的、口頭、身体的もしくは視覚的な行為が含まれる。
- (e) 安全および衛生 貴社は、(i) 安全な労働環境の提供に努め、(ii) 貴社の従業員を危険物質への曝露から適切に保護し、(iii) 貴社の従業員が飲料水および清潔な衛生施設を利用できるようにする。
- (f) 第三者による代表 貴社は、それが法的に認められる場合には、貴社の従業員が労働組合に 参加し組合を支援すること、または労働組合に参加および支援しないという判断を尊重する。
- (g) 勤務時間および報酬 業務要件における通常の季節的およびその他の変動の範囲内で、貴社は、(i) 貴社の従業員の必要な勤務時間および休暇の合理的な全体の傾向を維持し、1週間あたりの合計勤務時間が日常的に業界基準を上回ることがないようにし、(ii) 超過勤務について要求される最低割増料金の支払いを含め、公正かつ適時に報酬を支払い、(iii) 時間外勤務が必須の雇用条件である場合は、新規従業員に対して採用時にその旨を伝える。

- (h) 懲戒処分 貴社は、懲戒の形として、体罰またはその他の形態の精神的もしくは肉体的威圧を用いない。
- (i) 事業のインテグリティ 貴社は、貴社の従業員の間で倫理的な意識を高め、また倫理的問題に関して指針および教育を提供することにより、貴社の事業遂行における誠実性およびインテグリティを推進する。さらに、貴社は、ビジネス取引または政府との関係において、賄賂の支払もしくは受け取り、見返りの手配もしくは受け取りをせず、また違法勧誘に関与しない。
- (j) 環境および持続可能性 貴社は、貴社の活動による環境への影響を軽減するための数値化目標を定め、これに向かって努力することにより、貴社の環境パフォーマンスを継続的に改善するよう努める。
- 16. 贈収賄防止 貴社は、MDLZの取引の獲得もしくは維持、または MDLZのための業務上の優位性の獲得、または取引をいずれかの者に誘導する上で MDLZを支援することを目的として、MDLZ(その関連会社を含む。)のためにまたはこれを代理して、直接または間接を問わず、政府機関職員に対して金銭または有価物の申入れまたは支払いを行わない。「政府機関職員」には、政府、国有企業、国際組織の職員もしくは従業員、または政党、政治家候補者、またはその他政府機関もしくは国際組織のためにもしくはこれを代理して公的な立場で行為する者が含まれる。貴社は、違法な目的のために、MDLZ(その関連会社を含む。)のためにまたはこれを代理して、金銭または有価物を直接または間接を問わず、その他の者または法人に対して申入れまたは支払いを行わない。本条の表明違反が生じたまたは生じるおそれがあるとMDLZが考える理由がある場合、MDLZは、違反が発生しておらずまたは発生しない旨の確認を満足のいくようにできるまでは、本注文書に基づくさらなる支払いを留保することができる。MDLZは、貴社が本条の表明に違反した、または違反が実質的に生じる可能性が高いと自己の意見により判断した場合、直ちに本注文書を取り消すことができる。
- 17. 再委託および譲渡 適用法により明示的に許可される場合を除き、貴社は、MDLZの事前の書面による承認なく、本注文書に基づく貴社の権利の譲渡または義務の委託をしてはならない。なお、MDLZは、かかる承認を不当に留保しないものとする。MDLZは、本注文書の全部または一部を貴社の同意なく自由に譲渡することができ、また譲渡の後に生じた本注文書に基づく義務について責任を負わない。
- **18. 不一致および完全合意** 本注文書に添付され、または本注文書内にリンクが張られている法的条件が本件購買に適用される。ただし、当事者間(関連会社間を含む)で購買に関する基本契約が存在する場合、もしくは本注文書において当該契約が言及されている場合は、当該基本契約の条件が適用される。本注文書(及びに上記の既存の基本契約)は、商品およびサービスに関する貴社と MDLZ 間の完全なる合意であり、従前の協議、合意、行為または業界慣行が本注文書に影響を及ぼすことはない。その後の注文書の変更は、両当事者が締結する書面の文書によらなければならない。MDLZ は、本注文書にその旨を記載することにより、これらの契約条件を修正することができる。
- **19. 独立の契約者** 本注文書は、両当事者間にパートナーシップまたはジョイントベンチャーを創設するものではなく、また本注文書の当事者ではない者に対して本注文書の規定を行使する権利を付与するものでもない。各当事者は、独立の契約者であり、他方当事者を拘束する権限を有さず、また自身の従業員および再委託先について単独で責任を負う。

- **20. 可分性** 本注文書のいずれかの条項が法的に執行することができない場合、両当事者は、本注文書に示した両当事者の意図を可能な限り維持した上で、当該条項を執行するために必要な範囲で修正されたとものとみなされることに合意する。
- **21. 非排他性** 本注文書は、排他的なものではなく、本注文書に別段の定めがある場合を除き、いずれの当事者も第三者と自由に同様の契約を締結することができる。
- **22. 存続** 本注文書の完了または取消しは、その性質から継続すべき権利および義務に影響するものではない。
- **23. 権利放棄の否認** 本注文書のいずれかの条項の違反または不履行についての権利の放棄 は、同一または異なる条項のその他の違反についての権利放棄とは解釈されないものとし、また権利もしくは特権の行使の遅延または不行使は、当該またはその他の権利もしくは特権の放棄とはならないものとする。
- **24. 通報制度** 本注文書に関連する MDLZ の従業員の不正行為の疑いについては、 compliance@mdlz.com への E メールの送付またはインテグリティヘルプラインもしくはウェブライン (www.mdlzethics.com) にアクセスすることにより、MDLZ のビジネスインテグリティグループに通報すべきものとする。

2020年1月改訂